

6 検査を受ける義務の改正（酒税法第49条）

イ 改正の概要

酒類製造者及び酒母若しくはもろみの製造者は、酒類等が亡失したとき、腐敗その他の事由により飲用に供し難くなったとき等には、直ちに所轄税務署長に申告し、その検査を受けなければならないこととされてきました。

今回の改正により、この検査を受ける義務が4月1日で廃止され、これらの事由が発生した場合には、直ちに「酒類・酒母・もろみ 亡失・腐敗 届出書」（19ページ）により税務署長に届け出ればよいこととされました。

なお、検査が必要と認める場合には、検査を行うために必要な期間を指定して、廃棄等の処分を禁止することがあります。

ロ 亡失等の届出の具体的な取扱い

- ① 「亡失」とは、天災及び人災により酒類、酒母又はもろみが滅失したことをいいます。
- ② 1回の酒類の亡失数量が100リットル（ビール又は発泡酒については400リットル）未満で、かつ、この亡失の原因等を帳簿に明瞭に記載している等の場合には、1か月の範囲内で一括して届出することができます。
- ③ 長期在庫品等で酒類の安全性及び品質の確保の観点から廃棄処分する等の場合には、「その他の事由により酒類が飲用に供し難くなったとき」に該当するものと取り扱うこととしています。この場合には、廃棄の都度届出が必要です。

7 承認を受ける義務の改正（酒税法第50条）

酒類を製造しようとするときなどに承認が必要とされている事項のうち、「酒税法第3条第9号イ、ロ若しくはニに掲げる酒類をウイスキー若しくはブランデーの製造の原料に供しようとする場合又はウイスキー若しくはブランデーに混和しようとする場合」（いわゆる、ウイスキー原酒等をウイスキー等の原料に使用する場合）については、4月1日から承認を要しないこととされました。